

別紙1

横須賀市における 今後の学校部活動の在り方について



横須賀市教育委員会事務局
学校教育部保健体育課・教育指導課

内容

- 1、学校部活動の意義・位置付け
- 2、部活動改革のこれまでの経緯・取組について
- 3、現在の学校部活動が抱える喫緊の課題
- 4、本市における学校部活動の今後の方向性（予定）
- 5、活動移行イメージ【フェーズ1～3】
- 6、平日の活動・休日の活動【フェーズ1～3】
- 7、今後のスケジュール

1、学校部活動の意義・位置付け

はじめに・・・

学校部活動は、**学校教育の一環**として、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担うとともに、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義がとても大きい活動である。

1、学校部活動の意義・位置付け

学習指導要領での位置付け

中学校学習指導要領（平成29年3月）第1章総則第5の1 ウ

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

1、学校部活動の意義・位置付け

学習指導要領での位置付け

中学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）第5節 学校運営上の留意事項

・教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

（中略）

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

2、部活動改革のこれまでの経緯・取組について

- ・平成30年3月 スポーツ庁

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

- ・平成30年4月 神奈川県教育委員会

「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」

- ・平成30年12月 文化庁

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」



- ・平成31年2月 横須賀市教育委員会

「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」

- ・適切な運営のための体制整備 ・合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- ・適切な休養日等の設定 ・生徒のニーズを踏まえた環境の整備 ・学校単位で参加する大会等の見直し

2、部活動改革のこれまでの経緯・取組について

・令和4年6月 運動部活動動の地域移行に関する検討会議
「運動部活動動の地域移行に関する検討会議提言」

・令和4年8月 文化部活動動の地域移行に関する検討会議
「文化部活動動の地域移行に関する検討会議提言」

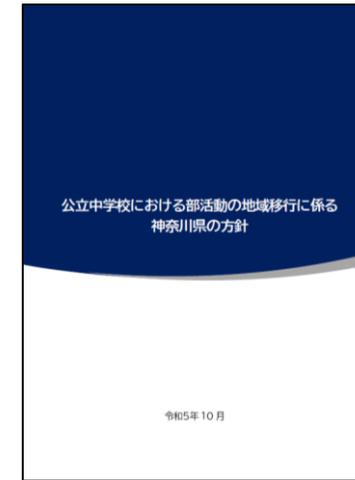


・令和4年12月 スポーツ庁・文化庁
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の
在り方等に関する総合的なガイドライン」

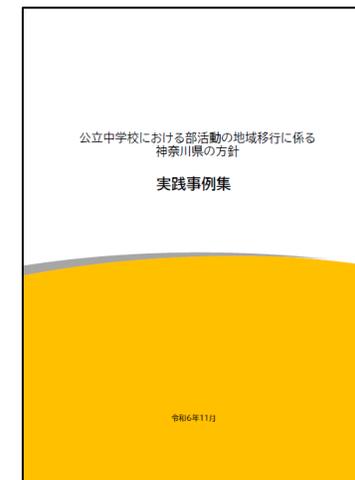


2、部活動改革のこれまでの経緯・取組について

- ・令和5年10月 神奈川県・神奈川県教育委員会
「公立中学校における部活動の地域移行に係る
神奈川県の方針、実践事例集」



- ・令和6年11月 神奈川県・神奈川県教育委員会
「 // 実践事例集」



2、部活動改革のこれまでの経緯・取組について

・令和7年3月 横須賀市教育委員会

「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」策定

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 本方針策定および改定の趣旨等2 学校における部活動改革の必要性について<ol style="list-style-type: none">(1) 部活動の意義(2) 部活動の課題(3) 部活動指導の方向性3 部活動改革の理念4 基本目標5 部活動を取り巻く現状と将来の見通し<ol style="list-style-type: none">(1) 生徒数の減少(2) 部員数の推移(3) 部活動顧問の確保(4) 将来の見通し | <ol style="list-style-type: none">6 本市が設置する学校に係る部活動の方針<ol style="list-style-type: none">(1) 部活動の実施方法(平日・休日・長期休業中)(2) 安心・安全な部活動の運営(3) 生涯スポーツ・文化芸術活動の視点に立った指導(4) 部活動の適切な運営に向けた体制整備(5) 学校単位で参加する大会・コンクールの見直し(6) 地域との連携および地域への展開 |
|--|---|

<参考資料>

3、現在の学校部活動が抱える喫緊の課題

課題I

少子化の加速



学校単独でチームが組めない(特に集団種目)など、今後は一層「学校単位」での部活動運営が困難になってくる。

3、現在の学校部活動が抱える喫緊の課題

その一方で、学校部活動への入部率は非常に高い

横須賀市 学校部活動入部率（令和6年度）

	運動部	文化部
男子入部率	70.83% (県全体平均 65.58%) <u>※県内地区別で最多</u>	13.55% (県全体平均 12.46%)
女子入部率	55.90% (県全体平均 49.50%) <u>※県内地区別で最多</u>	30.92% (県全体平均 33.48%)

令和6年度 神奈川県公立中学校「運動部活動調査」(神奈川県中学校体育連盟)より抜粋

→子どもは「学校部活動」に期待をしている。

3、現在の学校部活動が抱える喫緊の課題

課題2 約65%の教師が「部活動指導」に負担を感じている

Q、あなたは部活動を指導することに負担を感じていますか。

選択肢	回答割合(人数)
負担を感じる	36.0%(157名)
どちらかといえば負担を感じる	29.8%(130名)
どちらともいえない	14.9%(65名)
どちらかといえば負担を感じない	8.7%(38名)
負担を感じない	10.6%(46名)

n=436

Q、部活動を指導することに負担を感じているポイントや理由として、あてはまるのは次のうちどれですか。(複数回答可)

選択肢	回答割合(人数)
休日の部活動指導	70.5%(241名)
平日の部活動指導	48.2%(165名)
顧問をする部活動種目の専門性がないこと	43.3%(148名)
対外試合や発表会等が多いこと	36.5%(125名)
全員顧問制であること	34.5%(118名)
その他	14.9%(51名)

n=342

令和5年度実施「教職員の働き方改革等に関するアンケート調査結果(教育政策課)」より一部抜粋

4、本市における学校部活動の今後の方向性（予定）

子ども・保護者

- ・学校部活動に期待
- ・少子化の加速により、やりたい種目等が年々削減
- ・現在の「学校部活動」から、かけ離れ過ぎない活動の検討が必要

活動機会の保障

教師

- ・「学校部活動」は教育課程外の活動
- ・本来業務（教科指導等）に支障
- ・専門的指導の限界
- ・「学校単位」の部活動運営が困難

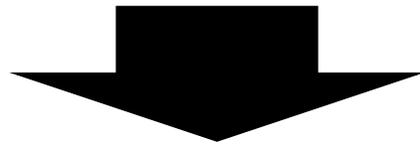
負担軽減

両者の視点に立った方策が必要

4、本市における学校部活動の今後の方向性（予定）

横須賀市が掲げる理念

- ・少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指す。
- ・休日の部活動指導等に必ずしも教員が従事しないことが可能となる体制づくりを目指す。



横須賀の子どもたちにとって、魅力あるスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することとともに、教員の部活動指導に係る負担を軽減し、教育の質の向上を図る。

4、本市における学校部活動の今後の方向性（予定）

今後の方向性【原則】

※具体の在り方については、種目に応じて個別に検討

「学校部活動」は存続

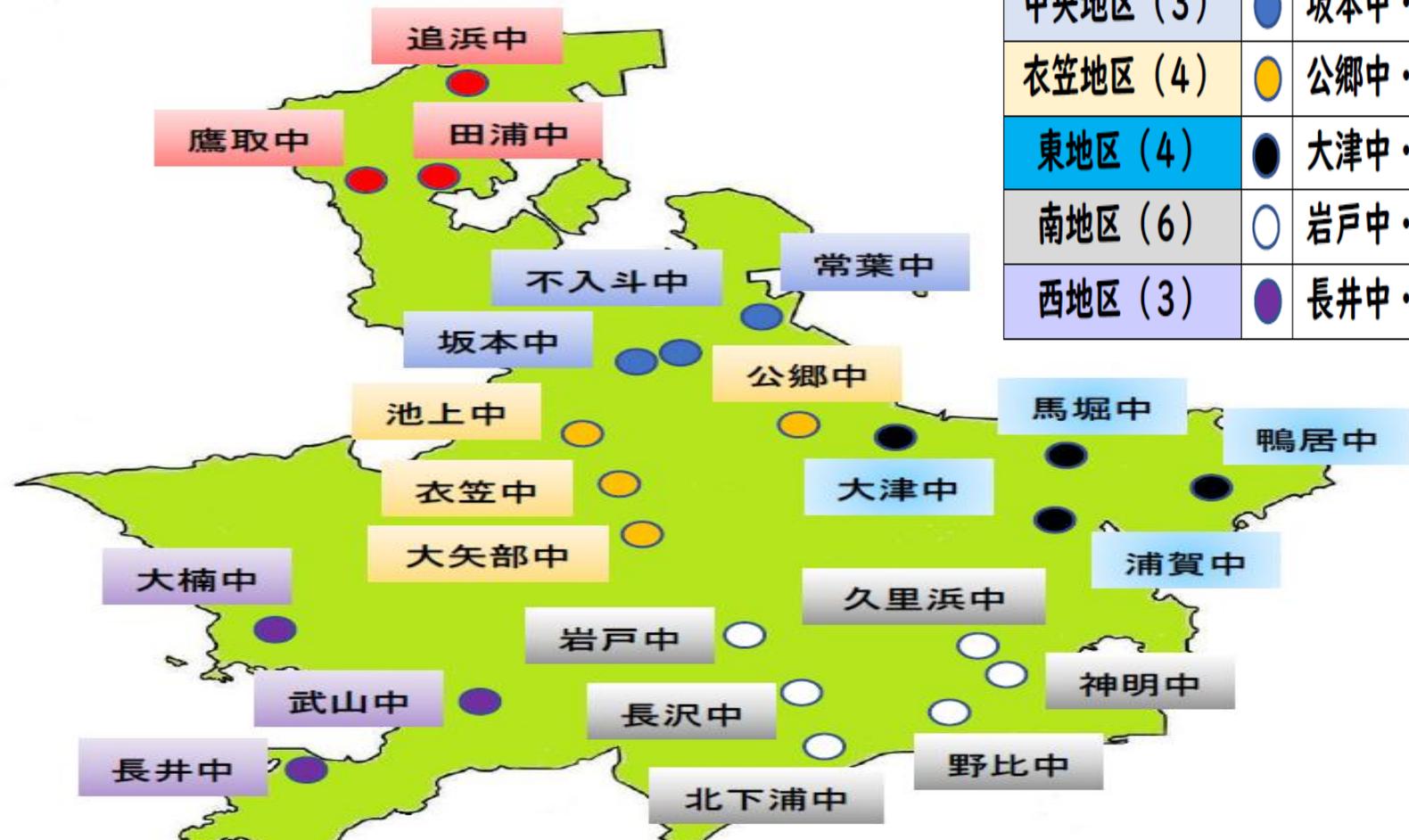
平日：学校単独での学校部活動

休日：地区別での合同部活動

※活動形態を段階的に移行

4、本市における学校部活動の今後の方向性（予定）

市内を6地区に編成【原則】



北地区 (3)	●	追浜中・鷹取中・田浦中
中央地区 (3)	●	坂本中・不入斗中・常葉中
衣笠地区 (4)	●	公郷中・池上中・衣笠中・大矢部中
東地区 (4)	●	大津中・馬堀中・浦賀中・鴨居中
南地区 (6)	○	岩戸中・久里浜中・神明中・野比中・北下浦中・長沢中
西地区 (3)	●	長井中・武山中・大楠中

→種目によっては、地区割の再検討が必要

5、活動移行イメージ【フェーズ1～3】

フェーズ1

平日 A	休日 B-①
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 ※指導者:教職員 (学校教育活動)

フェーズ2



平日 A	休日 B-②
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 ※指導者:地域指導者 (学校教育活動) <u>教職員は兼職兼業扱い</u>

フェーズ3



平日 A	休日 C
学校部活動 ※各学校(単独活動)	地域クラブ活動【地区別】 ※指導者:地域指導者 (社会教育活動) <u>教職員は兼職兼業扱い</u>

5、活動移行イメージ【フェーズ1～3】

フェーズ1

平日 A	休日 B-①
学校部活動 ※各学校	合同部活動【地区別】 (学校教育活動)

指導者:教職員

当面、目指すべき姿は「フェーズ2」

フェーズ2

平日 A	休日 B-②
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 (学校教育活動)

※指導者:地域指導者
教職員は兼職兼業扱い

横須賀の子どもたちにとって、魅力あるスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することとともに、教員の部活動指導に係る負担を軽減し、教育の質の向上を図る。

5、活動移行イメージ【フェーズ1～3】

フェーズ1

平日 A	休日 B-①
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 ※指導者:教職員 (学校教育活動)

フェーズ2

平日 A	休日 B-②
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 ※指導者:教職員 (学校教育活動)

地域指導者
教職員は兼職兼業扱い

フェーズ3

平日 A	休日 C
学校部活動 ※各学校(単独活動)	地域クラブ活動【地区別】 ※指導者:地域指導者 (社会教育活動)

教職員は兼職兼業扱い

そのため前段階が「フェーズ1」

5、活動移行イメージ【フェーズ1～3】

フェーズ1

平日 A	休日 B-①
学校部活動 ※各学校(単独活動)	合同部活動【地区別】 ※指導者:教職員 (学校教育活動)

フェーズ2

平日 A	休日 B-②
学校部活動 ※各学校	合同部活動【地区別】 ※指導者:教職員 (学校教育活動)

種目によっては「フェーズ3」への移行も

フェーズ3

平日 A	休日 C
学校部活動 ※各学校(単独活動)	地域クラブ活動【地区別】 ※指導者:地域指導者 (社会教育活動) <u>教職員は兼職兼業扱い</u>

6、平日の活動

A 学校部活動※各学校（単独活動）



指導者：教職員

自身の所属校で活動

- ・活動日数：週3日程度
- ・活動時間：2時間程度
- ・朝練習廃止

6、休日の活動【フェーズI（学校教育活動）】

B-①

合同部活動【地区別】



指導者：教職員

※各校の教職員が拠点校に集結し、合同で指導

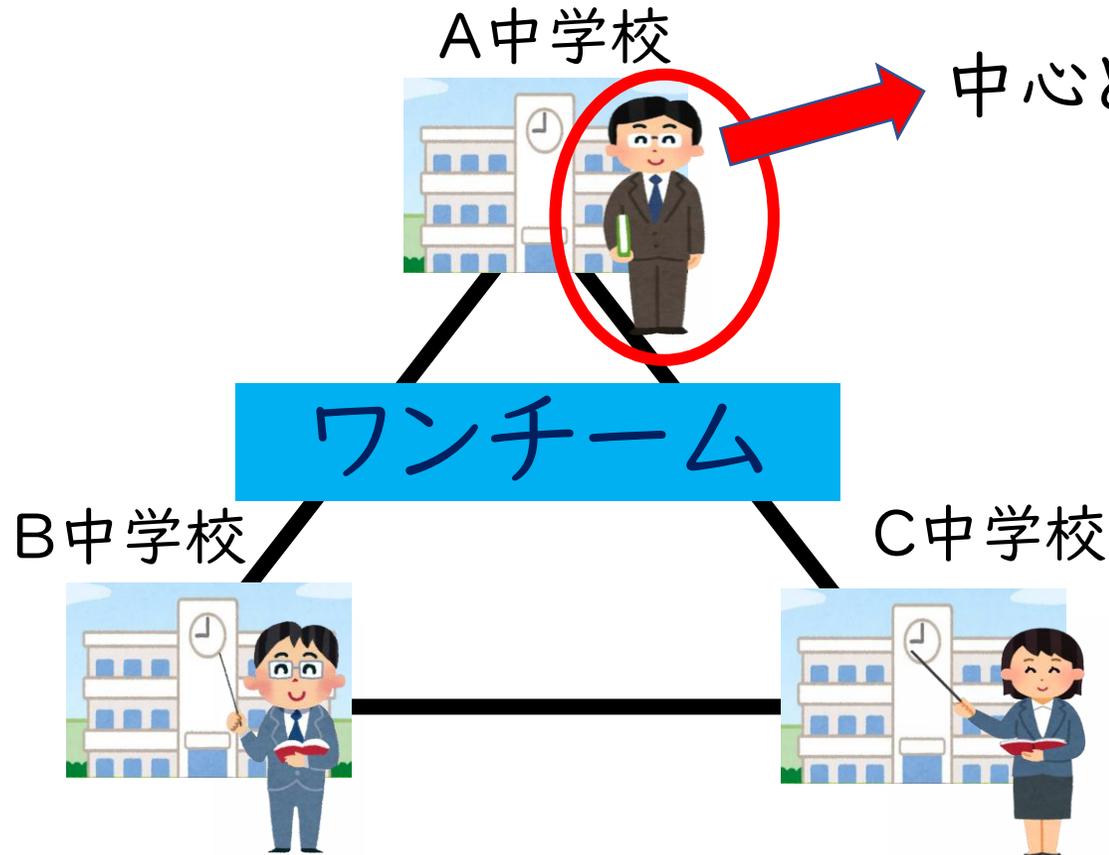


同じ地区の生徒が合同で活動

生徒	指導者
【参加者】 関係校（地域）の生徒	【指導者】 関係校の教職員
【活動場所】 拠点校の施設	【報酬】 特殊勤務業務手当の申請
【費用】 用具、交通費等の実費	【補償】 公務災害適用
【補償】 日本スポーツ振興センター災害共済給付	

6、休日の活動【フェーズ1（学校教育活動）】

同地区・同種目の顧問の先生方による**連携した指導**



互いが連携し合い・・・

- ・練習指導計画の立案・調整
- ・会場調整
- ・分担した指導 etc

学校の枠を越え、**地区で効果的・効率的**な指導を!

6、休日の活動【フェーズ1（学校教育活動）】

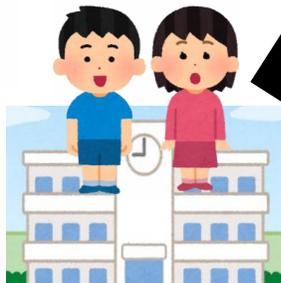
これらの指導が可能に・・・

地区内の活動＝学校管理下（引率不要）

A中学校（活動拠点）



教師も生徒も現地集合・現地解散



B中学校



C中学校

地区内で顧問参加体制を調整

A中学校（活動拠点）



参加

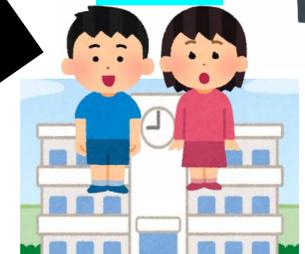
参加

参加

参加



B中学校



C中学校

6、休日の活動【フェーズ2（学校教育活動）】

B-②

合同部活動【地区別】



※教職員の立場での指導は不可

指導者：地域の指導者

※教職員は兼職兼業扱い



同じ地区の生徒が合同で活動

生徒	指導者
<p>【参加者】 関係校（地域）の生徒</p> <p>【活動場所】 拠点校の施設</p> <p>【費用】 用具、交通費等の実費</p> <p>【補償】 日本スポーツ振興センター災害共済給付</p>	<p>【身分】 地域団体等指導者の身分</p> <p>【報酬】 謝礼対応</p> <p>【補償】 各種保険等への加入が必要</p>

6、休日の活動【フェーズ2（学校教育活動）】

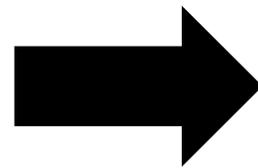
生徒



「フェーズ1」と同様の活動

※「学校部活動」として参加

指導者



教職員の立場ではなく 地域の指導者として指導

指導を望まない教職員は休日の指導に携わらない

6、休日の活動【フェーズ2（学校教育活動）】

「フェーズ1」から「フェーズ2」に移行するには・・・

- ・**管理運営団体**の構築
 - 責任の所在を明確化
 - 指導者登録・管理、研修、保険加入、謝礼対応、学校開放調整 etc
- ・教職員に代わる相当数の「**指導者**」の確保
- ・公式な**連絡ツール**の導入（指導者、参加生徒【保護者】が登録）

これらの整備が必要！

6、休日の活動【フェーズ3（※社会教育活動）】

※「学校教育活動」から「社会教育活動」へ完全移行

C 地域クラブ活動【地区別】



※教職員の立場での指導は不可

指導者：地域の指導者

※教職員は兼職兼業扱い



同じ地区の生徒が合同で活動

生徒	指導者
<p>【参加者】 関係地域の生徒</p> <p>【活動場所】 拠点校等の施設活用（学校施設開放）</p> <p>【費用】 会費、講師謝礼、用具、交通費等の実費</p> <p>【補償】 各種保険等への加入が必要</p>	<p>【身分】 地域団体等指導者の身分</p> <p>【報酬】 謝礼対応</p> <p>【補償】 各種保険等への加入が必要</p>

6、休日の活動【フェーズ3（※社会教育活動）】

「フェーズ3」は**社会教育活動**

※学校教育活動外の位置付けになる

生徒	指導者
<p>【参加者】 関係地域の生徒</p> <p>【活動場所】 拠点校等の施設活用（学校施設開放）</p> <p>【費用】 会費、講師謝礼、用具、交通費等の実費</p> <p>【補償】 各種保険等への加入が必要</p>	<p>【身分】 地域団体等指導者の身分</p> <p>【報酬】 謝礼対応</p> <p>【補償】 各種保険等への加入が必要</p>

受益者負担が発生 = 「習い事」としての活動へ

7、今後のスケジュール

令和6年度

2~3月

周知期間

- ・校長会での説明
 - ・部活種目ごとに個別説明
 - ・教職員への周知
 - ・児童生徒・保護者への周知
 - ・報道発表
- 等

令和7年度

前期

移行期間

- ・協議・打合せ(種目別・地区別)
 - ・「フェーズ1」の試行
- 等

後期

実行期間

「フェーズ1」の実施

諸々の整備が整い次第、
種目別(地区別)に「フェーズ2」へ移行

想定される Q&A

(地区別合同部活動 フェーズⅠ)

Q1. 平日についても、地区別に合同で活動することになるのでしょうか？

A 平日はこれまで通り、「学校」単位(単独)での活動となります。しかし、地域内の近隣校において、無理なく且つ安全に合同部活動が実施できると認められる環境下においては、この限りではありません。

Q2. 地区内における同種目の部活動設置数に偏りがあり、教育委員会が定める地区割での活動が難しい場合はどうしたらよいのでしょうか？

A 部活動の設置状況や種目の特性等、指定の地区割での合同部活動の実施が困難であると認められる種目については、地区割によらず実施可能な合同部活動を実施していきます。

Q3. 学校数の割り当てが多い地区(特に南地区は6校)がありますが、地区内の学校すべてが同一会場で活動するのでしょうか？

A そうではありません。人数や会場規模等の関係上、同地区内においても、複数の学校が別々の会場で活動していることも想定されます。

Q4. 地区内の同種目の合同部活動において、同日に別々の会場で活動することは可能でしょうか？(学年別で会場を分ける等)

A 顧問間で役割分担し、会場確保ができている場合は可能だと考えています。

Q5. 地区別合同部活動の際、毎回、顧問には会場校までの「生徒引率」が発生するのでしょうか？

A 合同部活動による地区別の活動(※種目により地区の範囲は異なります)は、学校管理下の扱いとなります。そのため、普段の自校での活動時のように、現地集合・現地解散となり、顧問の引率は不要となります。

Q6. 地区別合同部活動の取組が進むと、今後の各種大会は、地区での合同チームで出場することになるのでしょうか？

A 大会に関しては、これまで通り学校単独で出場することを想定しています。しかし、少子化の影響等、学校単独でチームが組めない場合は、地区内の学校と連携し、合同チームで出場していきます。合同チーム等の考え方については、種目別の各種規程や基準をご確認ください。

Q7. 休日については、毎週、必ず地区別合同部活動で取り組むことになるのでしょうか？学校単独で活動する日など設定してはいけないのでしょうか？

A 原則として、休日は合同で活動していきますが、大会直前やテスト週間(各学校によって期間が異なる)等の一部の期間において、学校単独で活動する日を設定することも想定されます。しかし、年間を通じて、休日における活動の基盤を「地区」単位の活動とすることを目指します。

Q8. 休日について、地区を越えての活動や市外への遠征など行ってはいけないのでしょうか？

A Q7とも重なりますが、地区での合同部活動を基盤としながらも、これらの活動を制限することが本質ではありません。地区内の顧問間で、見通しをもった計画を立てていきましょう。

Q9.各地区の種目ごとに会場校が固定されがちだと思うのですが、いかがでしょうか？

A 地区内の各種目で会場調整を行っていきます。固定化されるケース、分散されるケース等、様々想定されますが、一部の学校の生徒に過度な負担（移動等）が生じないように考慮しなければなりません。

Q10.学校開放団体も学校施設を利用するにあたり、地区別合同部活動の各会場の確保はどのように行えばよいのですか？

A 今後は地区内の学校会場すべてを候補として、日程調整をしていく必要があります。地区内の顧問間で見通しをもち、事前に計画を立て、各学校の学校開放会議等で周知していきます。

Q11.各活動で使用する物品はどうするのでしょうか？

A 会場校の物品を使用する、顧問各々が自校の物品を持ち寄る等、地区内の顧問間で事前相談して決定していきます。

Q12.地区内の顧問間で休日の合同部活動の参加体制を調整するというのですが、顧問不在の中でも当該校の生徒が活動に参加することもあるということでしょうか？

A 地区内の顧問等（部活動指導員等も含む）が連携し合い、参加体制を調整しながら合同部活動を運営していきますので、自校の顧問が不在のケースもあります。

Q13.顧問が不在の中、当該校の生徒が欠席した場合の対応はどのようになるのでしょうか？

A 現在、教育委員会で公式な「連絡ツール」導入を検討しています。地区内における各校顧問、部活動指導員や部活動技術指導者、さらには保護者も事前登録をし、ツール上で連絡を取り合うことを検討しています。顧問不在の際、別の顧問等がツール上で連絡をすることも想定されます。

Q14.長期休業期間中の活動はどのような形で取り組んでいくのでしょうか？

A 長期休業期間中は、原則として、平日のみの活動とし、週休日、祝日および学校閉庁日は特段の事情がない限り、休養日となります。平日における具体的な実施方法については、学校単位（単独）、地区単位のどちらでも差し支えありません。